

令和2年4月20日

保護者の皆様へ

県立姫路飾西高等学校長

緊急事態宣言を踏まえた県立学校における春季休業明けの取扱いの変更について

4月10日付けで、5月6日までの登校日の設定等についてお知らせしたところですが、4月16日に政府が緊急事態宣言の対象地域を全国に拡大し、兵庫県は特定警戒都道府県に指定されたことを受け、県教育委員会より5月6日まで登校可能日を設けないよう指示がありましたので、本校も4月27日～30日の登校可能日を取りやめます。生徒は自宅学習を続けてください。度重なる変更で申し訳ありませんが、引き続きご理解ご協力をお願いします。

【学習支援について】

学習に著しく遅れが生じることがないように、教科ごとに次の家庭学習を適切に課し、連絡しているところですが、引き続きホームページ等で学習課題等についてお知らせしていきます。

【心のケアについて】

学習、健康、進路への不安や相談がある生徒については、担任等への電話相談等の対応や、スクールカウンセラーとのカウンセリングも可能です。また「ひょうごっ子 SNS 悩み相談」（5月6日まで相談時間を12:00～21:00に拡充）や「ひょうごっ子悩み相談」（電話相談24時間受付）もご利用ください。

→「ひょうごっ子 SNS 悩み相談」のホームページから利用できます。

→「ひょうごっ子悩み相談」は0120-0-78310（通話料無料・携帯電話利用可）

【保護者の皆さまへ】

各家庭においては、不要不急の外出の自粛をするとともに、次のような対策を引き続きお願いします

- (1) 感染源を絶つ ご家庭と連携し毎朝の検温及び風邪症状等の確認の徹底
- (2) 感染経路を絶つ 手洗いや咳エチケットの指導の徹底
- (3) 抵抗力を高める 免疫力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動やバランスの取れた食事を心がけるよう学校でも改めて指導を徹底

また運動不足解消のため、いわゆる「三密」を避けながら、ジョギングやストレッチなど適度な運動も行うようお声かけをお願いします。